

政令第 号

船員の雇用の促進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）第三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

船員の雇用の促進に関する特別措置法施行令（平成二年政令第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の表を次のように改める。

業	種	期	間
一	沿海旅客海運業（定期航路事業に係るものに限る。）	平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	
二	内航海運業	平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	

附 則

この政令は、公布の日から施行する。